

三木市避難所運営サポーターに関する協定書（案）

三木市（以下「甲」という。）と関西国際大学（以下「乙」という。）は、甲の市域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時に三木市が設置する避難所の運営補助に関して、両者が協議の上、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が緊密な連携のもとに、安全安心なまちづくりにおいて、地域の課題解決と人材の育成に寄与することを目的とする。

（避難所運営サポーター）

第2条 甲の要請に基づき、甲が指定する避難所運営補助にあたる乙の学生（以下、「サポーター」という。）は、甲の設置要綱に基づき甲に委嘱された者をいう。

（サポーターの役割）

第3条 サポーターの役割は、次のとおりとする。

- （1） 甲の設置要綱に定める避難所の運営補助に関すること
- （2） 前号に掲げるもののほか、両者が協議して必要と認める事項

（責務等）

第4条 甲、乙は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1） 甲は、サポーターの活動環境の整備について出来るだけ努めること
- （2） 甲は、サポーターの活動により生じた損害等に対して責務を負うこと
- （3） 甲は、サポーターの活動中の健康管理に留意をすること
- （4） 乙は、サポーターの派遣に際して、教育上の配慮をすること
- （5） 乙は、サポーターの派遣に際して、個々の意思を尊重すること
- （6） 乙は、サポーターの活動に必要な知識、技能等の修得を支援すること

（要請の手続き）

第5条 甲が乙の応援を要すると判断した時は、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対して電話等によりサポーターの派遣を要請するとともに、速やかに文書又はメール等により、確認する。

- （1） 派遣が必要な避難所の名称・所在地・責任者の氏名
- （2） 派遣が必要な人数
- （3） 派遣が必要な期間
- （4） 派遣が必要な避難所の状況（避難者数、アクセス方法等）
- （5） 前各号に掲げるもののほか乙が派遣可能な内容を判断するために必要な事項

2 前項の要請があった場合、乙は（1）～（3）の項目ごとに、派遣可能な内容を甲に通知する。

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては危機管理課とし、乙においては社会連携課とする。

(協定の期間)

第7条 この協定書の有効期間は協定締結の日から3年間とし、甲乙のいずれかが書面により、この協定有効期間満了の6ヶ月前までに協定改廃を申し入れないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定について、疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名捺印の上、各1通を保有する。

令和2年3月19日

三木市長
仲田 一彦

関西国際大学学長
濱名 篤